全全本教

2017.2.15 2月号 Vol. 47 (通巻692号)

発行所 一般財団法人 年金住宅福祉協会 〒105-0003 東京都港区西新橋 1-10-2 TEL. 03-3501-4791 FAX. 03-3502-0086 http://kurassist.jp E-mail:info@kurassist.jp

Lectures about The Pension 実務担当者のための 年金講座 第21回

受給資格期間の短縮で、障がい年金・遺族年金の 受給者にも老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給権が発生! -約64万人+約9万5千人に 短輪 年金請求書を送付ー 平成29年度の新年金額情報!



筆者プロフィール 長沼明 (ながぬま あきら)

浦和大学総合福祉学部客員教授。志木市議・埼玉県議を務めたのち 2005年からは志木市長を2期8年間務める。日本年金機構設立委員会 委員、社会保障審議会日本年金機構評価部会委員を歴任する。社会保険

労務士の資格も有する。2007年4月から1年間、明治大学経営学部特別招聘教授に就任。 2014年4月より、現職。主な著書に『年金一元化で厚生年金と共済年金はどうなる?』 (2015年、年友企画)、『年金相談員のための被用者年金一元化と共済年金の知識』 (2015年、日本法令)

平成 29 年度の新しい年金額についての情報が公表されました。正式には3月末の政令によることになりますが、 年金相談の現場では、「正式に決まっていないので、平成 29 年度の年金額についてはお答えできません」、という わけにもいきません。

筆者が確認できた範囲内で、平成 29 年度の年金額についてお伝えしていきます。

あわせて、受給資格期間の短縮に関し、すでに障がい年金や遺族年金を受給している人にも、黄色の封筒にはいっ た 短縮 年金請求書 が送付されることが、第28回社会保障審議会年金事業管理部会(平成29年1月23日に開催) で正式に公表されましたので、お伝えしていきます。

(本稿では、これまで<mark>飼年金請求書</mark>と表記してきましたが、日本年金機構のHPで<mark>短縮年金請求書</mark>と表記された 年金請求書が正式に公表されましたので、それに統一します。)

Ι 平成29年度の新年金額の情報

(1) 平成29年度の主な新しい年金額

平成29年度の新しい年金額については、【図表1】【図表2】のとおりです。

計算の法的根拠など詳しく知りたいという方は、筆者の『年金相談員のための被用者年金一元化と共済年金の知識』(日本法 令)をご覧ください。参考になると思います。

なお、新しい年金額の数字の基本的データについては、『障害年金と診断書』(平成28年度版)『事例解説 合算対象期間』(平 成18年度版) などを出版している年友企画株式会社から提供していただきました。また、年金に詳しい社会保険労務士の先生 からも情報提供をいただきました。この場を借りて、深く感謝申し上げます。(最終的な年金額の数字についての責任はすべて 筆者にあります)。

●【図表1】 平成29年度の年金額 (計算過程も表示)

■老齢基礎年金(満額)

780,900円×改定率 (0.998) =779,338円

≒779,300円 (100円単位)

■障がい基礎年金(1級)

779,300円×1.25=974,125円(1円単位)

■子の加算額

(障がい基礎年金・遺族基礎年金) -1人目・2人目-

224,700円×改定率 (0.998) = 224,250.6円

≒224,300円(100円単位)

(*子の加算額のうち、遺族基礎年金については、配偶者に支給される遺族基礎年金の1人目・2人目の子の加算額の金額である。)



■配偶者加給年金額

(夫に加給年金額が加算され、夫の生年月日が昭和18年4月2日以後生まれの場合。 年上の妻で、妻に配偶者加給年金額が加算される場合も同様。)

224,300円+165,800円×改定率 (0.998)

- =224,300円+165,468.4円
- ≒224,300円+165,500円(100円単位)
- =389,800円(100円単位)

■中高齢寡婦加算

(遺族基礎年金の4分の3)

779,300円×3/4

=584.475円

⇒584,500円 (100円単位)

◆障がい厚生年金(3級:最低保障額) 584,500円

◆「低在老」の支給停止基準額 280,000円

◆「高在老」の支給停止基準額 460.000円

(2) 老齢厚生年金の年金額の算定式 -平成29年度の本来水準と従前額保障-

●【図表2】平成29年度の年金額の算定式-老齢厚生年金の年金額の算定式-(昭和21年4月2日以後生まれの場合)

■報酬比例部分(本来水準)

平均標準報酬月額×7.125/1000×加入月数+平均標準報酬額×5.481/1000×加入月数 = ○○円(1円単位)

*平均標準報酬月額・平均標準報酬額は平成29年度の再評価率による。

■報酬比例部分(従前額保障)

{平均標準報酬月額×7.5/1000×加入月数+平均標準報酬額×5.769/1000×加入月数}×0.997(従前額改定率) =○○円(1円単位)

- *平均標準報酬月額・平均標準報酬額は平成6年度の再評価率による。
- **従前額改定率は、昭和13年4月2日以後生まれの人の場合、0.997となる。 昭和13年4月1日以前生まれの人の場合、0.999となる。



■定額部分

- 1,625円×加入月数 (480月が上限)
- =〇〇円(1円単位)
- *定額単価1,625円は、1,628円×0.998(改定率)による。

■経過的差額加算

(20歳から60歳まで40年間被用者年金保険に加入した場合)

- 1,625円×480月-779,300円×480月/480月
- =780,000円-779,300円
- =700円
- (3)経過的職域加算額(退職共済年金)の年金額の算定式-平成29年度の本来水準と従前額保障-
- ●【図表3】平成29年度の年金額の算定式 一経過的職域加算額(退職共済年金)の年金額の算定式ー(昭和21年4月2日以後生まれの場合)

■20年以上組合員の場合(本来水準)

平均給料月額×1.425/1000×組合員期間 (入庁から平成15年3月までの組合員月数) +平均給与月額×1.096/1000 ×組合員期間 (平成15年4月から平成27年9月までの組合員月数)

- =〇〇円(1円単位)
- *平均給料月額・平均給与月額は平成29年度の再評価率による。
- * **20 年未満の給付乗率は、1.425 は 0.713**、1.096 は 0.548 と読み替える。

■20年以上組合員の場合(従前額保障)

{平均給料月額×1.5/1000×組合員期間 (入庁から平成15年3月までの組合員月数) +平均給与月額×1.154/1000×組合員期間 (平成15年4月から平成27年9月までの組合員月数)} ×0.997 (従前額改定率)

- =〇〇円(1円単位)
- *平均給料月額・平均給与月額は平成6年度の再評価率による。
- * 20 年未満の給付乗率は、1.5 は 0.75、1.154 は 0.577 と読み替える。
- *従前額改定率は、昭和13年4月2日以後生まれの人の場合、0.997となる。 昭和13年4月1日以前生まれの人の場合、0.999となる。

◎ (参考資料) 経過的職域加算額の給付乗率

-昭和21年4月2日以後生まれの人の場合-

【本来水準】の給付乗率

組合員期間	の加入時期	入庁から 平成15年3月まで	平成15年4月から 平成27年9月まで
旧3階部分·経過的	20年以上	1.425/1000	1.096/1000
職域加算額(退職共済年金)	20年未満	0.713/1000	0.548/1000
老齢厚生年金(共済組合の2階部分)*		7.125/1000	5.481/1000*

- *老齢厚生年金(共済組合の2階部分)の給付乗率5.481/1000については、平成15年4月 以後すべての組合員期間に適用される。なお、共済組合の旧3階部分については、被用者年 金一元化のため、平成27年9月をもって廃止されている。
- *20年以上の給付乗率については、一元化前と一元化後の組合員期間を合計して判定する。



【従前額保障】の給付乗率

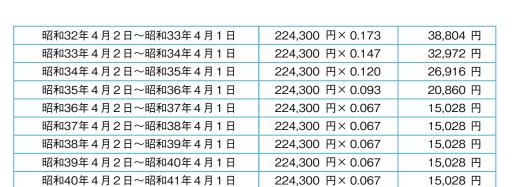
組合員期間	●の加入時期	入庁から 平成15年3月まで	平成15年4月から 平成27年9月まで
旧3階部分・経過的	20年以上	1.5/1000	1.154/1000
職域加算額(退職共済年金)	20年未満	0.75/1000	0.577/1000
老齢厚生年金(共済組合の2階部分)*		7.5/1000	5.769/1000*

- *老齢厚生年金(共済組合の2階部分)の給付乗率5.769/1000については、平成15年4月 以後すべての組合員期間に適用される。なお、共済組合の旧3階部分については、被用者年 金一元化のため、平成27年9月をもって廃止されている。
- *20年以上の給付乗率については、一元化前と一元化後の組合員期間を合計して判定する。

(4) 平成29年度の振替加算の加算額(老齢基礎年金)

●【図表4】 平成29年度の振替加算の加算額 (老齢基礎年金)

# # D D	加給年金の額	+F= ±± +n *** ***	
生 年 月 日	へ 政令で定める率	振替加算額	
大正15年4月2日~昭和 2年 4月1日	224,300 円× 1.000	224,300 円	
昭和 2年4月2日~昭和 3年4月1日	224,300 円× 0.973	218,244 円	
昭和 3年4月2日~昭和 4年4月1日	224,300 円× 0.947	212,412 円	
昭和4年 4月2日~昭和 5年4月1日	224,300 円× 0.920	206,356 円	
昭和 5年4月2日~昭和 6年4月1日	224,300 円× 0.893	200,300 円	
昭和 6年4月2日~昭和 7年4月1日	224,300 円× 0.867	194,468 円	
昭和 7年4月2日~昭和 8年4月1日	224,300 円× 0.840	188,412 円	
昭和 8年4月2日~昭和 9年4月1日	224,300 円× 0.813	182,356 円	
昭和 9年4月2日~昭和10年4月1日	224,300 円× 0.787	176,524 円	
昭和10年4月2日~昭和11年4月1日	224,300 円× 0.760	170,468 円	
昭和11年4月2日~昭和12年4月1日	224,300 円× 0.733	164,412 円	
昭和12年4月2日~昭和13年4月1日	224,300 円× 0.707	158,580 円	
昭和13年4月2日~昭和14年4月1日	224,300 円× 0.680	152,524 円	
昭和14年4月2日~昭和15年4月1日	224,300 円× 0.653	146,468 円	
昭和15年4月2日~昭和16年4月1日	224,300 円× 0.627	140,636 円	
昭和16年4月2日~昭和17年4月1日	224,300 円× 0.600	134,580 円	
昭和17年4月2日~昭和18年4月1日	224,300 円× 0.573	128,524 円	
昭和18年4月2日~昭和19年4月1日	224,300 円× 0.547	122,692 円	
昭和19年4月2日~昭和20年4月1日	224,300 円× 0.520	116,636 円	
昭和20年4月2日~昭和21年4月1日	224,300 円× 0.493	110,580 円	
昭和21年4月2日~昭和22年4月1日	224,300 円× 0.467	104,748 円	
昭和22年4月2日~昭和23年4月1日	224,300 円× 0.440	98,692 円	
昭和23年4月2日~昭和24年4月1日	224,300 円× 0.413	92,636 円	
昭和24年4月2日~昭和25年4月1日	224,300 円× 0.387	86,804 円	
昭和25年4月2日~昭和26年4月1日	224,300 円× 0.360	80,748 円	
昭和26年4月2日~昭和27年4月1日	224,300 円× 0.333	74,692 円	
昭和27年4月2日~昭和28年4月1日	224,300 円× 0.307	68,860 円	
昭和28年4月2日~昭和29年4月1日	224,300 円× 0.280	62,804 円	
昭和29年4月2日~昭和30年4月1日	224,300 円× 0.253	56,748 円	
昭和30年4月2日~昭和31年4月1日	224,300 円× 0.227	50,916 円	
昭和31年4月2日~昭和32年4月1日	224,300 円× 0.200	44,860 円	



圣全本報

(5) 平成29年度の経過的寡婦加算の加算額(遺族厚生年金)

昭和41年4月2日以後

●【図表5】 平成29年度の経過的寡婦加算の加算額(遺族厚生年金)

妻の生年月日	妻の生年月日 による乗率	779,300円 ×左欄の乗率	経過的寡婦加算額の額= 584,500円-左欄の金額
昭和2年4月1日以前	0	0	584,500 円
昭和 2年4月2日~昭和 3年4月1日	312 分の 12	29,973	554,527 円
昭和 3年4月2日~昭和 4年4月1日	324 分の 24	57,726	526,774 円
昭和 4年4月2日~昭和 5年4月1日	336 分の 36	83,496	501,004 円
昭和 5年4月2日~昭和 6年4月1日	348 分の 48	107,490	477,010 円
昭和 6年4月2日~昭和 7年4月1日	360 分の 60	129,883	454,617 円
昭和 7年4月2日~昭和 8年4月1日	372 分の 72	150,832	433,668 円
昭和 8年4月2日~昭和 9年4月1日	384 分の 84	170,472	414,028 円
昭和 9年4月2日~昭和10年4月1日	396 分の 96	188,921	395,579 円
昭和10年4月2日~昭和11年4月1日	408 分の 108	206,285	378,215 円
昭和11年4月2日~昭和12年4月1日	420 分の 120	222,657	361,843 円
昭和12年4月2日~昭和13年4月1日	432 分の 132	238,119	346,381 円
昭和13年4月2日~昭和14年4月1日	444 分の 144	252,746	331,754 円
昭和14年4月2日~昭和15年4月1日	456 分の 156	266,603	317,897 円
昭和15年4月2日~昭和16年4月1日	468 分の 168	279,749	304,751 円
昭和16年4月2日~昭和17年4月1日	480 分の 180	292,238	292,262 円
昭和17年4月2日~昭和18年4月1日	480 分の 192	311,720	272,780 円
昭和18年4月2日~昭和19年4月1日	480 分の 204	331,203	253,297 円
昭和19年4月2日~昭和20年4月1日	480 分の 216	350,685	233,815 円
昭和20年4月2日~昭和21年4月1日	480 分の 228	370,168	214,332 円
昭和21年4月2日~昭和22年4月1日	480 分の 240	389,650	194,850 円
昭和22年4月2日~昭和23年4月1日	480 分の 252	409,133	175,367 円
昭和23年4月2日~昭和24年4月1日	480 分の 264	428,615	155,885 円
昭和24年4月2日~昭和25年4月1日	480 分の 276	448,098	136,402 円
昭和25年4月2日~昭和26年4月1日	480 分の 288	467,580	116,920 円
昭和26年4月2日~昭和27年4月1日	480 分の 300	487,063	97,437 円
昭和27年4月2日~昭和28年4月1日	480 分の 312	506,545	77,955 円
昭和28年4月2日~昭和29年4月1日	480 分の 324	526,028	58,472 円
昭和29年4月2日~昭和30年4月1日	480 分の 336	545,510	38,990 円
昭和30年4月2日~昭和31年4月1日	480 分の 348	564,993	19,507 円
昭和31年4月2日以後	_		

は平成29年度に65歳になる年齢区分。

Ⅱ 10年の受給資格期間を満たしていない人に送付される「お知らせ」通知(圧着ハガキ)

(1)「お知らせ」通知(圧着ハガキ)のイメージ図

第28回社会保障審議会年金事業管理部会(平成29年1月23日に開催)で、10年の受給資格期間を満たしていない人に送付さ れる [お知らせ] 通知 (圧着ハガキ) について、A案・B案・C案の3案が示され、A案に決まりました (【図表6】 参照)。

審議会に示された資料によると、「記録が短いためや後納や追納ができないなど 受給の可能性が乏しい方へ送付することの 是非」(原文のまま)という文言が課題として記されていたが、これに対する委員からの言及はとくにありませんでした(審議 会の時間は、私の経験からすると、おおむね2時間であり、時間が押し迫っていたことも原因しているかもしれません)。

「なお、通知のデザインや文章については、受け手が分かりやすいものとするよう、今後、検討。」(原文のまま)と記されてい るので、文章の意味が切れる箇所での段落替えなど、修正が入るものと筆者は認識しています。筆者の個人的見解としては、「 分かりやすい」はすべてひらがな表記で、「わかりやすい」にしたほうがいいと思っています。

また、【裏面】の左側欄の【注意書き】については、原文のままで、表示しています。今後、どのような【注意書き】が記述され るのか、特段の説明はありませんでした。

一般に、審議会の委員には、事務局から事前のレクチャーで説明があり、「こうこう、こういう内容を記述する予定です」と いう説明があり、それに納得していると、質問は出ません。あくまでも、私の経験ですが……。

したがって、委員にとくに質問がないからといって、委員がこの問題に関心を寄せていない、ということにはならないと認 識しています。

●【図表6】10年の受給資格期間を満たしていない人に送付される圧着ハガキのイメージ図

現行年金請求書のTAに併せ、加入期間が300月未満の者に送 付している「年金に関するおしらせ」の加入期間集計機能を使 うことで、システム改修コストを抑制

(表)

対象者宛先 【編集印刷部分】 大切なお知らせ 差出人 日本年金機構 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

ご案内は内側にあります。

矢印の方向へゆっくりはがしてご覧ください。 【水にぬれている場合は、よく乾かしてからおはがしください。

年金を受けられる可能性があります 年金記録をご確認ください

平成29年8月1日より**年金の資格期間が25年 から10年に**なりました。

このお知らせは、基礎年金番号に登録されて いる年金加入期間では年金を受けるために必 要な期間(10年:120カ月)が確認できない 方にお送りしております。

ご自身の年金記録について、記録の漏れや合 算対象期間(カラ期間)がないかどうかをこ 確認いただき、これらを通算した期間が10年 を超える場合には、年金を受けられる可能性 があります。

お近くの年金事務所へご相談ください。

記録に漏れはありませんか

お客様の過去の職歴や国民年金への加入など が日本年金機構が管理している年金の加入期 間にきちんと反映しているか、この機会にご 確認ください。

年金の記録が漏れているような場合は、記録 の補正をすることができます。

年金事務所へのご相談は、ご本人確認がで きる書類とこのはがきをお持ちください

年金加入期間

基礎年金番号 Z Z Z Z – Z Z Z Z Z 平成 Z Z 年 Z Z 月 までの年金加入期間です。 *国民年金加入期間については情報が反映されるまで日数がかかるため、 月数に不足が生じる場合があります。ご容赦ください。

厚生年金保険加入期間		ZZZ力月
船員保険加入期間		ZZZ力月
国民年金加入期間(納付済)		ZZZ力月
11	(全額免除該当)	ZZZ力月
"	(4分の3免除該当)	ZZZ力月
"	(半額免除該当)	ZZZ力月
"	(4分の1免除該当)	ZZZ力月
"	(学生納付特例該当)	ZZZ力月
"	(納付猶予該当)	ZZZ力月
共済組合等加入期間		ZZZ力月
年金加入期間合計		ZZZ力月

ご注意ください。

お客様には上記年金加入期間に含まれない 漏れている可能性のある記録があります。 合算対象期間と見込まれる記録があります。

【編集印刷部分】

- ① 未統合記録がある場合に表示
- 合算対象期間のうち機構保有情報で判定できるものがある 場合に表示(任意加入未納期間など)

システム開発が必要(今後のお知らせに活用)

*なお、①及び②の期間を示すと合計120月を超えることも想定されること から、注意喚起のみとしている。

(裏)

お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ!

0570-05-1165

年金を受け取るために必要な期間 (受給資格期間)

次の期間に該当するものすべての合計が10年 (120カ月) 以上あると年金を受け取ること ができます。

- 国民年金の保険料を納めた期間や免除された期 閅
- サラリーマンの期間(船員保険を含む厚生年金 保険や共済組合等の加入期間)
- 年金制度に加入していなくても資格期間に加え ることができる期間(カラ期間と呼ばれる合算 対象期間)

今から保険料を納付することで 年金が受けられたり、 年金額を増やすことができます

◆ 任意加入

最長70歳まで国民年金に任意加入することが できます。任意加入により資格期間が増え、 年金を受けられる場合があります。また、65 歳までは年金額を増やすこともできます。

◆ 保険料の後納

国民年金に加入していても保険料を納めてい ない期間 (未納期間) は資格期間に算入され ません。過去5年以内に未納期間がある方は 平成30年9月までであれば保険料を後納する ことができます。

_____ 年金制度に加入してい<u>なくても</u> 資格期間に加えることができるカラ期間

年金制度に加入していなくても資格期間に加 えることができる合算対象期間(カラ期間) があります。この期間を加えることで年金が 受けられる場合があります。ただし、この期 間は年金の額には反映されません。 主なものは次のとおりです

- ▶ 昭和61年3月までの間でサラリーマンの配偶者 だった期間
- 海外に居住した期間
- 平成3年3月までの間で学生であった期間
- 昭和61年3月までに脱退手当金の支給を受け、 昭和61年4月以後65歳までの間に保険料の納 付または免除がある場合の脱退手当金の対象期
- 昭和61年3月までの被用者年金の障害・遺族年 金の受給権者の期間

詳しくは、年金事務所などへお問い合わせく ださい。

◆ 各国との社会保障協定

社会保障協定を結んでいる国で働いていた期 間がある方は、それぞれの年金加入期間を相 互に通算できる場合があります。詳しくは日 本年金機構ホームページ「社会保障協定」の コーナーをご覧ください。

(2)圧着ハガキの発送時期

当日配付された資料によれば、「日本年金機構が保有する年金加入期間が10年未満の方についても、(中略)、年金加入期間が 10年以上ある方に対する対応がおおむね終了した時期以後に『お知らせ』通知(筆者注:前述の圧着ハガキのこと)の送付を開 始する。(平成29年中をめど)」と記されているだけで、「平成29年9月以後」というような具体的な時期を特定した記述はあり ませんでした。また、審議会当日においても踏み込んだ説明はありませんでした。

事務局サイドからすると、 当面は、 受給資格期間短縮に該当する約64万人 (後述するⅢ(1)を踏まえると、約73.5万人) に **短縮」の年金請求書**を送付する作業とその対応を着実にこなしていくということに全力を注いでいき、送付したあとの反応を みてみないと、その先のスケジュールは公表できる段階にはなっていないようにも感じられました。

Ⅲ 受給資格期間の短縮で障がい年金・遺族年金の受給者にも 短縮 年金請求書 が送付

(1) 障がい年金・遺族年金の受給者にも老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給権が発生! 約64万人+約9万5千人に 短縮 年金請求書 を送付!

受給資格期間の短縮に関し、すでに障がい年金や遺族年金を受給している人にも、黄色の封筒にはいった<mark>「短縮」年金請求書</mark> が送付されます。

審議会で示された資料によると<mark>「短縮」年金請求書「</mark>が送付される人数は、これまで公表されていた約64万人に加え、すでに障 がい年金や遺族年金を受給していた約9万5千人を加えると、総人数で約73万5千人にのぼるということです。

したがって、<mark>「短縮」年金請求書</mark>(約73万5千人)と「お知らせ」通知(圧着ハガキ)(約49万3千人) が送付される対象者数は、 単純に合計すると、約122万8千人に及ぶことが判明しました(【図表7】および【図表8】参照。数字はいずれも概数)。 対象となる人が、基本的に高齢者ですので、懇切丁寧な対応が求められます。

●【図表7】 短縮 年金請求書 の送付される人数

	年金加入期間が 10年以上の人
送付する印刷物	短縮年金請求書
(1) 今回はじめて老齢基礎年金・老齢厚生 年金の受給権が発生すると思われる人	64万人
(2) すでに遺族年金·障がい年金を受給して いる人を含めた対象者数	73.5万人

【出典:第28回社会保障審議会年金事業管理部会(平成29年1月23日開催)資料2-1 「受給資格期間短縮に係る対応について(10年未満加入者に対する対応等)」より筆者作成】

●【図表8】「お知らせ」通知(圧着ハガキ)の送付される人数

送付する印刷物	「お知らせ」通知 (圧着ハガキ)
(1) 任意加入すれば受給権が生ずる可能性の ある人 (17万人) とそれ以外のいわゆる無年金 の人 (26万人)	43万人
(2) すでに遺族年金・障がい年金を受給している人を含めた対象者数	49.3万人

【出典:第28回社会保障審議会年金事業管理部会(平成29年1月23日開催) 資料2-1「受給資格期間短縮に係る対応について(10年未満加入者に対する対応等)」 より筆者作成】

(2)障がい年金・遺族年金の受給者に、老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給権が発生するとどうなるのか?

障がい年金や遺族年金を受給している人に、受給資格期間短縮の老齢基礎年金の受給権が発生すると、どうなるのでしょうか? 一般論として、65歳以上で、遺族厚生年金だけを受給していた人は、その遺族厚生年金に加え、国民年金に加入していた10 年に期間短縮された期間に相当する老齢基礎年金を受給できるようになります。

それでは厚生年金保険に10年加入していた場合はどうなるのでしょうか?

読者のみなさんから、こういう事例はどうなるか、というご質問をいただきながら、来月号でまた取り上げていきたいと考えています。